**2023年度（令和5年度）福山市生涯学習活動費補助金報告の手続きについて**

**１　事業報告について**

（１）事業実施報告

**活動の終了後１ヶ月以内に**，次のとおり報告をお願いします。

* 事業報告書
* 事業実施報告書　（添付書類１）
* 収支決算書　　　（添付書類２）
* **領収書・レシート等の写し**

**※収支決算書に記載する内容につきましては，必ず控えておいてください。**

**※感熱紙のレシートの場合，印字が消えないよう，コピーしたものを提出してください。**

**※レシートの場合で，宛名の記載がない場合は必ず余白に，団体名を記入してください。**

* 関係資料（チラシなど，活動内容の分かるもの）
* 記録写真

（２）書類の記入方法

　 　ア 報告書類は，**記入例を参考の上**，所定の様式（まちづくり推進課HPに掲載）に記入してください。また可能な限り，データ入力による提出をお願いします。

　 　イ 各記載事項の欄に書ききれない場合は，別紙を添付してください。

**２　そ　の　他**

　（１）帳簿等の作成（関係書類の整理，保管）

学習活動の実施にあたり，必要な活動内容の記録，**金銭出納簿等の帳簿を備え付け，領収書等関係書類を整理し**，経理の状況を明確にしておいてください。

　（２）記録写真

　　 　事業実施報告書添付用に活動内容について，記録写真を撮影してください。

　（３）補助金交付金額について

　　　　補助金交付金額は事業費の１/２となります。（上限は補助金申請額）

　　　　**事業費の１/２が補助金申請額に満たない場合は「事業計画変更・中止承認申請書」**

**の提出が必要になります。**

　　　　例：補助金申請額５０，０００円の場合

事業費が１００，０００円未満であれば，補助金交付額の変更が必要です。

**３　補助対象期間について**

当補助金の補助対象期間は**事業申請日（着手予定日）で完成予定日までを対象**とします。そのため，領収書等の整備についても補助金申請日以降のものが対象となります。

* **収支決算書・帳簿等を作成する際には，領収書・レシート等の日付を必ず確認してください。**
* **補助対象外となる期間がありますので，次の例をご確認ください。**

　例：①　着手予定日（○）が事業申請日（▲）より早い場合

　　　　 着手予定日より事業の実施は可能ですが，申請日までの支払いに係る領収書は

　補助金の対象となりません。

事業申請日

着手予定日

**補助対象外**

②　事業申請日（▲）が着手予定日（○）より早い場合

　　　　 着手予定日から事業が始まる（補助対象）ため，それ以降の支払いに係る

事業申請日

領収書が補助金の対象となります。

着手予定日

**補助対象外**

**４　補助対象経費について**

補助対象となる経費については次のとおりですので，確認してください。

**補助対象**

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 主 な 補 助 対 象 経 費 |
| 報 償 費 |  講師（交通費を含む）等への謝礼 |
| 消 耗 品 費 |  文具などの消耗品（食料費は除きます） |
| 印 刷 費 | 資料などの印刷や製本に要する経費 |
| 備 品 費 |  事業に使用する物品で，特に必要と認められるもの（１件あたり２万円以上のもの）※特に必要な理由を任意の様式に記載し添付してください。 |
| 通 信 費 |  郵便はがき，郵便切手等の購入費 |
| 借 上 料 | 会場，機材等の借上料，各種機材のレンタル料 |
| 参 加 費 | 各種大会や展覧会への登録料 |
| 保 険 料 | 傷害保険料など |

※　補助対象にならないもの

 ・飲食代などの食料費

 ・寄贈するための備品購入（例えば，購入した品を公民館に寄贈）

 ・賞品や景品，記念品などの配布

 ・他団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）

 ・個人の利益につながるもの

 ・上記のほか，補助事業の目的と異なる内容の支出

**５　事業計画変更及び事業中止について**

補助金交付決定後に，**活動内容や交付申請金額等を変更する場合または対象活動を中**

**止する場合には，**事前に「事業計画変更・中止承認申請書」に必要書類を添えて提出し，承認を受けてください。

なお，軽微な変更の場合は書類の提出の必要はありません。

※**既に事業計画に変更等がある場合は事前にまちづくり推進課までご連絡ください。**

ア 事業計画変更・中止承認申請書の提出が必要な場合

* 活動内容および名称を変更する場合
* 着手予定及び完成予定日が変更になる場合
* 補助対象金額が変わり，補助金額が変更になる場合
* 活動を休止または廃止する場合

イ 軽微な変更の場合（特に，事業計画変更承認申請書の必要ないもの）

* 事業費が変更する場合（ただし，補助金額が変更になる場合を除く）
* 事業内容の実施場所を変更する場合

**６　問合せ先**

書類に関してのご相談は，まちづくり推進課，各地域振興課までお願いします。

生涯学習活動費補助金HP

「福山市役所ＨＰ　⇒トップページ（担当部署でさがす）　⇒まちづくり推進課

　⇒福山市生涯学習活動費補助金について」

URL

QRコード

　　　　まちづくり推進課（福山市役所９階）　　　電話（０８４）９２８－１２４３

　　　　中部地域振興課（まなびの館ﾛｰｽﾞｺﾑ４階）　 電話（０８４）９３２－７２６５

　　　　南部地域振興課（沼隈支所内）　　　　　　 電話（０８４）９８０－７７１４

　　　　松永地域振興課（西部市民ｾﾝﾀｰ内）　　　　 電話（０８４）９３４－５４４３

　　　　北部地域振興課（北部市民ｾﾝﾀｰ内）　　　　 電話（０８４）９７６－９４６０

　　　　東部地域振興課（東部市民ｾﾝﾀｰ内）　　　　 電話（０８４）９４０－２５７４

　　　　神辺地域振興課（神辺市民交流ｾﾝﾀｰ内） 　 電話（０８４）９６２－５０２６